

学校法人足立学園寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人足立学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人の事務所を愛知県稲沢市稲葉二丁目 9 番 17 号(愛知文教女子短期大学内)に置く。

第 2 章 目的及び設置する学校

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、仏教精神により宗教的信念のある真人を育成することを目的とする。

(設置する学校等)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 愛知文教大学

大学院 国際文化研究科

人文学部 人文学科

(2) 愛知文教女子短期大学

生活文化学科

幼児教育学科第一部

幼児教育学科第三部

(3) 愛知文教女子短期大学附属第一幼稚園

(4) 愛知文教女子短期大学附属萩原幼稚園

(5) 愛知文教女子短期大学附属一宮東幼稚園

第 3 章 役員及び理事会

(役 員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 7 名

(2) 監 事 2 名

(理事長)

第6条 理事のうち 1 名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事長の職務)

第7条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(業務決定の特例)

第8条 次に掲げる事項については、理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。

(1) 予算・借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)基本財産の

処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項

(3) 私立学校法第 50 条第 1 項第 3 号に掲げる事由による解散

(4) 残余財産の処分に関する事項

(理事の代表権の制限)

第9条 理事長たる理事以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この学校法人を代表しない。

(理事長の職務の代理及び代行)

第10条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した他の理事が、順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(理事の選任)

第11条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 宗教法人本養寺から推薦された者1名
- (2) この法人の設置する学校の校長のうち理事会において選任された者2名
- (3) 評議員の互選によって定められた者1名
- (4) 学識経験者のうちから前各号の規定により選任された理事の過半数の議決をもって選任された者3名

2 前項第2号及び第3号の理事は、学長(校長)又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第12条 監事は、この法人の理事、職員(学長(校長)、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第13条 役員(第11条第2号の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ)の任期は、5年とする。

ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(役員補充)

第14条 理事又は監事のうち、その定数の五分之一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の三分の二以上出席した理事会において、理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報

告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第17条 学校法人の業務の決定は、理事会によって行う。

2 理事会は、理事をもって組織する。

3 理事会は、随時理事長が招集する。ただし、理事長は理事総数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会の会議は、定例会及び臨時会とする。

5 定例会は、毎年3月及び5月に招集する。

6 理事会の議長は、理事長とする。

7 理事会は、この寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

8 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

(議決)

第18条 理事会の議事は、特別の規定のある場合並びに第8条及び第38条に規定する場合を除いて過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合には、議長は理事として議決に加わることができない。

3 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 評議員会は、次に掲げる15名以上21名以内の評議員をもって組織する。

(1) 宗教法人本養寺から推薦された者1名以上3名以内

(2) この法人職員(この法人の設置する私立学校の教員その他の職員を含む)のうちから選出される者1名以上5名以内

(3) この法人の設置する学校を卒業したもので年齢25才以上の者のうちから選出される者1名以上3名以内

(4) 理事のうちから選出される者1名以上3名以内

(5) この法人の設置する学校に在籍する生徒の保護者のうちから選出される者1名以上3名以内

(6) この法人に関係のある学識経験者1名以上4名以内

(議長)

第21条 評議員会の議長は、会議のつど評議員の互選できめる。

(会議)

第22条 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年3月及び5月に招集する。

3 臨時会は、理事長が必要と認めた場合及び私立学校法第41条第5項の規定により招集する。

- 4 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできない。
- 5 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 6 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 前項の場合において、議長は議決に加わることができない。

(諮問)

第23条 次に掲げる事項は評議員会に諮問することを要する。

- (1) 予算・借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (4) 合併に関する事項
- (5) 私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる事由による解散
- (6) 残余財産の処分に関する事項
- (7) 運用財産中不動産及び積立金の管理に関する事項
- (8) 寄付金の募集に関する事項
- (9) 剰余金の処分に関する事項
- (10) 寄附行為の変更及び寄附行為施行規則に関する事項
- (11) その他学校法人の業務に関する重要事項

(議事録)

第24条 第19条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上」と読み替えるものとする。

(評議員の選任)

第25条 第20条第2号第3号及び第5号に規定する評議員は、理事会において選任する。

2 第20条第4号に規定する評議員は、理事の互選で定める。

3 第20条第6号に規定する評議員は、前2項の規定により選任された評議員及び第20条第1号に規定する評議員の過半数の議決をもって選任する。

4 第20条第1号第2号及び第4号に規定する評議員は、理事・職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第26条 評議員(前条第2項の規定により選任された者を除く。この条中以下同じ)の任期は5年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員はその任期满了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 28 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人組織変更の当初財団法人足立学園より承継した別紙財産目録記載の財産
- (2) 授業料収入・入学金収入及び検定料収入
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(財産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 財産目録は、基本財産(学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。)と運用財産(学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。)とを区分して記載するものとする。
- 3 寄付金品については、寄付者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第 30 条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない場合があるときは、その一部に限りこれを処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第 31 条 運用財産のうち現金は確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は郵便貯金若しくは定期預金をするかして理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 32 条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実・授業料収入・入学金収入・検定料収入その他の運用財産(不動産及び積立金を除く)をもって支弁する。

(予算及び事業計画)

第 33 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を聞いて、理事会において議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 34 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

- 2 決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を運用財産・積立金に編入し又は次年度に繰り越すものとする。
- 3 理事長は毎会計年度二月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見をもとめなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 35 条 この法人の財産目録・貸借対照表・収支計算書及び事業報告書は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第 16 条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第 6 章 解 散

(解散)

第 36 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない

(残余財産の帰属者)

第 37 条 この法人が解散(合併及び破産による解散を除く)した場合における残余財産の帰属すべき者は、解散のときにおいて他の学校法人その他の教育の事業を行う者のうちから理事会において選定する。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 38 条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、愛知文教女子短期大学掲示場に掲示して行う。

(施行規定)

第 40 条 この寄附行為施行についての細目は、理事会において定める。

(附 則)

この法人組織変更当初の役員は次のとおりとする。

理 事	足 立 闍 勵
同	足 立 てる子
同	山 田 市三郎
同	加 藤 兵 一
同	土 川 弥七郎
監 事	土 川 元 夫
同	原 隆 二

(附 則)

- ・この寄附行為は、昭和26年 3月 5日から認可する。
- ・この寄附行為は、昭和27年12月27日から施行する。
- ・この寄附行為は、昭和30年 3月14日から施行する。
- ・この寄附行為は、昭和39年 9月20日から施行する。
- ・この寄附行為は、昭和40年 7月17日から施行する。
- ・この寄附行為は、昭和40年10月12日から施行する。
- ・この寄附行為は、昭和41年 8月 1日から施行する。
- ・この寄附行為は、昭和43年 6月10日から施行する。
- ・この寄附行為は、昭和44年 1月 8日から施行する。
- ・この寄附行為は、昭和45年 3月27日から施行する。
- ・この寄附行為は、昭和47年 3月31日から施行する。
- ・この寄附行為は、昭和50年 3月31日から施行する。
- ・この寄附行為は、昭和51年 4月 1日から施行する。
- ・この寄附行為は、昭和55年 6月 1日から施行する。
- ・この寄附行為は、昭和56年 3月24日から施行する。
- ・この寄附行為は、昭和63年 3月14日から施行する。
- ・この寄附行為は、平成 2年 1月19日から施行する。
- ・この寄附行為は、平成 3年10月28日から施行する。
- ・この寄附行為は、平成 4年 3月25日から施行する。
- ・この寄附行為は、平成 5年 3月26日から施行する。
- ・この寄附行為は、平成 7年11月 9日から施行する。
- ・この寄附行為は、平成 9年12月19日から施行する。
- ・この寄附行為は、平成10年10月27日から施行する。

ただし、寄附行為改正後の第4条第3号については平成11年4月1日から施行する。

- ・この寄附行為は、平成12年3月24日から施行する。
- ・平成12年6月30日 文部大臣認可のこの寄附行為は平成13年4月1日から施行する。
- ・この寄附行為は、平成14年12月19日から施行する。
- ・平成15年2月13日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

(愛知文教女子短期大学のデザイン美術科第一部の存続に関する経過措置)

愛知文教女子短期大学のデザイン美術科第一部は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ・この寄附行為は、平成17年 9月21日から施行する。
- ・この寄附行為は、平成18年3月7日から施行する。
- ・この寄附行為は、平成19年11月28日から施行する。
- ・この寄附行為は、平成20年 4月 1日から施行する。
- ・この寄附行為は、平成20年 9月5日から施行する。
- ・この寄附行為は、平成22年 4月 1日から施行する。

(愛知文教女子短期大学生活文化学科第一部の存続に関する経過措置)

愛知文教女子短期大学生活文化学科第一部は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ・この寄附行為は、平成23年 3月 22日から施行する。
- ・この寄附行為は、平成26年 4月 1日から施行する。

・この寄附行為は、平成31年1月23日から施行する。